

| | |
|-------|--|
| 日時・場所 | 平成28年12月19日（月） 8時45分～ 庁議室 |
| 出席者 | 山仲市長、川端教育長、立入議会事務局長、寺田政策調整部長、大藤政策調整部政策監、遠藤総務部長、上田市民部長、瀬川健康福祉部長、辻村健康福祉部政策監、小山都市建設部長、白井環境経済部長、藤池教育部長、野玉会計管理者、服部広報秘書課長、事務局（企画調整課） |

1. 市長指示事項

- ・ 日曜日に希望が丘文化公園で全国中学駅伝大会が開催された。全国から将来が期待される優れた中学生ランナーが集まり、爽やかな良い大会であった。市内の中学生も協力・参加をしてくれたことで良い刺激になり、まちの活性化にもつながるので今後も引き続き支援をしていく。
- ・ 病院設置条例案が議会の総務常任委員会で賛成2、反対4で否決された。本会議での採決がどうなるか分からないが、多くの市民の念願である条例案であるので、慎重かつ十分な審議を経て可決していただけるよう、市として説明責任をしっかりと果たしていく。委員会では、条例案の内容とは無関係の道路の未整備の件、これまで何度も説明をしてきた産婦人科の取り扱い、条例案と予算をセットで提案すべきといった不合理な意見が出ている。このように、正当な熟議がなされていないと懸念されるような深刻な事態ではあるが、どんな状況であっても執行部の役割は大きいので、しっかりと説明責任を果たすという姿勢で臨むこと。

2. 報告事項

① 民生委員・児童委員の一斉改選の結果について

〔所管： 健康福祉部〕

平成28年11月30日をもって民生委員・児童委員及び主任児童委員の任期が満了となったことを受け、一斉改選が行われたので結果を報告する。平成28年12月1日付けで115名の民生委員・児童委員及び主任児童委員の委嘱が行われた。任期については、平成28年12月1日～平成31年11月30日の3年間となる。前回に比較して1名の増となった。

② 予備費の充用について

〔所管： 政策調整部〕

第95回全国高校サッカー選手権大会における野洲高校の出場にあたり、激励金として10万円を予備費より充用する。

③ 新しい介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）について

〔所管： 健康福祉部〕

介護予防日常生活支援総合事業（総合事業）は、従来、全国一律の基準や単価により提供されていた介護予防給付サービスである訪問介護および通所介護、生活支援サービス、介護予防支援事業といった介護予防・生活支援サービス事業、さらには一般介護予防事業を市町村が実施する事業として位置付け、総合的な支援体制の仕組みをつくり、要支援者等の多様な生活支援ニーズに対応するものである。各市町村において基準や単価を設定し、事業所の指定を行う。今後、高齢者人口が増加していく中で、地域で高齢者を支えることは地域づくりと一体的であるという考え方のもと、効果的な介護予防を推進するとともに、生活支援サービスの拡充および担い手の拡大を図り、高齢者の生活を支える体制が重層化するよう、総合事業の活用を図っていく。なお、本事業は平成29年4月から開始する。

→訪問型サービスの内、短期集中予防サービスの利用者負担が無しとなっている根拠は何か。

→保健指導、栄養指導、口腔ケア等の訪問指導が基本であり、地域包括支援センターの職員や臨時専門職員が対応するなど委託を想定しておらず、当面は利用促進に努めることとしているためである。

→本事業は国の制度に基づいて設計したものであるが、これで問題がすべて解決するわけではないという認識を持っておくこと。

④ 平成29年度予算編成経過 当初要求の状況について（速報値）

〔所管： 政策調整部〕

平成29年度当初予算の要求状況は29億8043万円の歳出超過（財源不足）となっている。主な要因（対前年度比）は、法人市民税の減（195,959千円減）、地方消費税交付金の減（110,000千円減）、障がい者自立支援給付費等の増（169,996千円増）、保育園委託料の増（168,935千円増）等である。

平成29年度より、下水道事業と病院事業について、公営企業による企業会計となる。今後、要求内容の確認を行い、事業費の精査及び財源の確保を図る。なお、予算編成市民懇談会を平成29年1月15日（日）14時から市民活動支援センターホールで開催する。
→病院事業会計の予算要求は、病院設置条例案が可決されることを前提にしている点、全員協議会で補足説明すること。

⑤ インキュベーションセンターの今後の方向性について

〔所管： 環境経済部〕

12月15日付けで、野洲市商工会から、インキュベーションセンターの一時休館を継続する旨の事業計画書の変更届が提出され、受理した。出店意欲を示している者は9名であるが、今後は、センターの自立的運営ができる15店舗を目標に、平成29年度4月の再開をめざす方針を示された。
→市の施設を無償で貸付している以上、市として経緯や今後の方針等をしっかり把握した上で全員協議会で補足説明すること。

⑥ 平成28年第5回野洲市議会定例会提出議案（No.2）（案）について

〔所管： 総務部〕

条例の改正2件、その他1件の追加議案を平成28年第5回定例会最終日に提出する。なお、議会選出の監査委員の選任についても追加提案をする予定である。
→監査委員については、当初、11月8日に議会から推薦があった議員の選任を提案することとしたので報告する。

⑦ 全員協議会への提出事項について

〔所管： 総務部〕

報告事項14件、会議結果報告事項1件、連絡事項6件を12月度全員協議会へ報告する。

3. 協議事項

① 野洲市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

〔所管： 健康福祉部〕

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が平成28年4月から施行されたことに伴い、所要の改正を行うもの。「野洲市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」に規定されている指定地域密着型サービスに「地域密着型通所介護」「指定療養通所介護」の追加等を行う。平成29年2月の定例会に提案する。

「介護保険法」付則第21条により、条例制定までは厚生労働省令で定める基準をもって運用することが認められている。

→これまで県の権限であった事務が市の権限になったという制度変更である旨、提案理由に付記すること。

② 再任用制度の見直しについて

〔所管： 総務部〕

平成26年度からの再任用制度の運用開始以降、再任用についてはフルタイム勤務を原則としているが、ほとんどの再任用職員が短時間勤務を選択されている現状がある。

本市の再任用制度の運用において、短時間勤務職員を一律主事級（2級）と位置付けてきたことを主な要因として、再任用職員に求める役割や有しておられる能力・ノウハウが十分に発揮されていないのではないかと分析を行う中で、今後の再任用制度の見直しも見据え、平成28年9月以降に再任用職員へのヒアリングや他市における再任用制度の運用状況の調査を行ったところである。

今後、定年延長などの法改正がない限り、雇用と年金の接続のため再任用制度を継続して運用していく必要がある中で、すべての職員がいずれは再任用制度の対象者となる可能性があり、再任用制度に対する誤った認識が生じることを抑制する必要があると考えられることや、市役所全体の活性化や公務能率の向上のために再任用職員が有している能力をさらに発揮できる制度への転換を早期に図っていく必要があると考えられることから、平成29年度から再任用制度の見直しを行う。

→予算措置について調整すること。

③ 野洲市青少年問題協議会条例を廃止する条例について

[所管： 教育委員会]

本市では、地方青少年問題協議会法第1条の規定に基づき、少年の指導・育成・保護等に関する総合的施策の樹立に必要な事項を調査審議することを目的として野洲市青少年問題協議会を設置している。しかし、近年「いじめ問題対策連絡協議会」「総合教育会議」「子育て支援会議」等の会議が設置され、これらの会議において、青少年問題に係る諸施策が総合的に協議・検討されている。このようなことから、青少年問題協議会はその役割を終えたと判断し、当協議会の設置条例である野洲市青少年問題協議会条例を廃止するものである。施行日は平成29年4月1日とする。

4. その他伝達事項

- ・ 第95回全国高校サッカー選手権大会における野洲高校の出場にあたり、管理者会から激励金として3万円を支出する。
- ・ 議員への情報提供については、先般の公開質問状の事案を踏まえ、厳密・慎重に対応すること。基本的には市民への情報提供と同様に取り扱う。委員会における調査審議のための資料請求であったり、議長が議員の総意で資料請求をしたりするのであれば、正式な議員活動への協力の一環として、これまでどおりしっかりと情報提供を行う。

5. 次回部長会議

12月26日(月) 8時45分～ 庁議室